（核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十三年総理府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

改正後

別記様式第１　（第２条関係）

（その１）

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	
※証明書交付年月日	

核燃料物質等運搬届出書

年　月　日

公安委員会　殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
原子力事業者等の区分（注１）
担当者　　電話番号

運搬日時（注２）	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
出発地（注３）	
到達地（注３）	

運搬経路	経由地点（注４）	距離(km) 区間	距離(km) キロ程	路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段	備考（注５）

この県での運搬の内容が用紙（その２）の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容

記載事項	運搬の内容
その他の記載事項	用紙（その２）のとおり

改正前

別記様式第１　（第２条関係）

（その１）

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	
※証明書交付年月日	

核燃料物質等運搬届出書

年　月　日

公安委員会　殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞
原子力事業者等の区分（注１）
担当者　　電話番号

運搬日時（注２）	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
出発地（注３）	
到達地（注３）	

運搬経路	経由地点（注４）	距離(km) 区間	距離(km) キロ程	路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段	備考（注５）

この県での運搬の内容が用紙（その２）の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容

記載事項	運搬の内容
その他の記載事項	用紙（その２）のとおり